

中小企業金融円滑化法の結末が近づいた！

平成21年10月30日、亀井静香金融・郵政担当大臣の下、提出されたモラトリアム法(亀井法)は、金融機関への返済を猶予される法律でした。それが、平成25年に期限切れとなりましたが、「貸し渋りを止めろ」「貸し剥がしを止めろ」の号令から、「もう、猶予はしなくていいぞ」の指示がでなかったため、実は金融機関では、さらに2年、猶予を続けていたようです。

それが、今年の10月30日に法案から6年を迎えるにあたり、金融機関に対応を任せられるようになるらしいのです。そして、来年の4月から実施されるとの情報が入りました。つまり、来年の4月以降、倒産企業が増えるだろうと予測されるのです。

先日の「全国リスクマネジメント研究会」は、3回目となる、中小企業金融円滑化法についての勉強会でした。答えは、私が高から掴んでいた情報とほぼ同じ内容でした。

金融庁は、金融機関の自己責任において処理しなさいといっているようです。対象企業は70万社、そのうちの25～30万社が破綻懸念先とみられています。

1月号の内容と一部重複しますが、もう一度、今にいたる流れを確認しましょう。

昔、徳川幕府から、明治の西南戦争の後で、「刀狩」が行われました。徳川幕府にいた「侍」は、25～30万人といえますから、今回の円滑化法の結末で潰される企業の数と似ています。

私の個人的意見では、1993年の細川政権、ここが、井伊直弼の「日米修好通商条約」で、「開国」でした。そして、それに背く人達を捌いたのが「安政の大獄」でした。

1994年のクリントン大統領の来日は、「日米修好通商条約」と同じ「開国」。ここでは、「金融ビッグバン」、「金融の開国」です。

その後、金融機関、証券会社などの破綻があり

ました。これが「安政の大獄」だと思われます。東日本大震災によって破綻した「東京電力」も、この細川、村山内閣の「電力自由化」の影響が大きいでしょから、安政の大獄の被害者かもしれません。

2001年4月1日、「情報公開法」施行。民が官の情報を請求できる権利です。ここで、日本は「明治維新」を迎えます。その初代総理大臣、小泉純一郎氏が「官から民へ」を掲げ登場します。彼の一族は、もともと「薩摩」です。

そして、2年半前(2013年)に行われ、自民党圧勝に終わった選挙が「西南戦争」になりませんか？ちなみに西南戦争の最初に西郷隆盛らが攻撃を仕掛けたのが熊本城、つまり、細川でした。

その後、明治の初代総理大臣は長州の「伊藤博文」でした。今回の「安倍晋三」総理も長州です。これは、ただの偶然でしょうか？

その後、昨年11月に行われた選挙が、「刀狩」。そして、25～30万人の侍が刀を取られた。つまり、「権力を失った」、「失業者になった」ということです。

「なぜ武士が滅びたか」、それは、攘夷論によって、外国から日本を守るために存在した幕府が、「イギリス、アメリカの大砲には叶わなかった」つまり、この戦いでは、武士の象徴である刀を持っている意味そのものを失ってしまったことにあります。

この4月1日に社会福社会計基準、経営がリスクマネジメントへ転換し、社会のために必要とされるのかが試されます。

また、来年の5月、改正保険業法でもリスクマネジメントが義務化され、同じことが試されます。

はたして、社会福祉法人、保険代理店が「社会のために働いているか」が問われているのではないのでしょうか？

時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自ずと時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょう。

改正会社法で子会社統治は？

5月1日の改正会社法施行で、親子会社間の統治のあり方が大きく変わる。親会社の株主が子会社の役員を訴えることができる「多重代表訴訟制度」が導入される。「これまで子会社の管理をしっかりしてこなかった中堅・中小企業に対応が求められる。特に新興国など海外の子会社が要注意だ。内部統制の仕組みなどを確立する部署がないところが多く、中堅・中小企業が悩んでいるところだ」(弁護士・中村直人氏)「だが、株主が相当数の親会社株式を持っていないければ提訴できないなど非常に要件が厳しい。しかし、要件が厳しいため、取締役が責任を取らないでいいというのは理論的におかしい」(早稲田大学教授・上村達男氏)

利益相反取引の報告義務化も盛り込まれたが、基本的に完全子会社ならば問題にはならず、完全子会社でない会社を対象になる。「子会社の債権者が親会社の責任を追及するなど、子会社の不祥事などで親会社への責任追及が厳しくなると、いっそ完全子会社化しようとの動きが出てくるだろう」(上村教授)

社外取締役 最低2人に 透明性高め投資呼ぶ

金融庁と東京証券取引所は3月、企業統治指針(コーポレートガバナンス・コード)を作った。そこでは上場会社が独立社外取締役を2名以上選ぶよう求めている。独立社外取締役とは、取締役のうち、会社と利害関係のない人を指す。経営の透明度を上げて企業価値を高め、新たな投資を呼び込む狙いだ。新ルールは法律ではないので、従わなくても罰せられないが、選任しない場合、その理由を公表しなければならず、説明しないと社名を公表される。

今までの社外取締役は企業の不正を監視する「ブレーキ役」だったが、これからはリスクを伴う経営判断を下す際、積極的に助言を求める。経営のアドバイザー的な存在として頼りにされるケースが増えそうだ。

企業好調でも破綻を警戒 メガ銀 引当金2年ぶり増

銀行は融資先の破綻などによる焦げ付きに備えて、「個別貸倒引当金」を積む。2014年度の国内企業の倒産件数は24年ぶりに1万件を割り込み、15年3月期決算で過去最高益を更新する企業が多いとみられる今、3メガ銀の引当金合計額(概算値)が14年10~12月期に約2年ぶりに増加に転じた。

銀行が引当金を増やすということは、破綻する恐れがあるとみている融資先が増えていることを意味する。日本企業の業績が上向中、銀行を不安にさせている要因は、「原油安」・「円安」そして「大口融資先の経営不安」とみられる。原油安により、ロシアなど資源国では、事業採算の悪化が深刻だ。世界の企業のデフォルト(債務不履行)率が1年後にかけて急上昇するという予測も公表され、エネルギー関連の海外融資に黄信号が出ているという。円安も引当金の増加要因になっている。大手行の一部が幅広い業種の中小企業を破綻懸念先に認定した可能性がある。中小企業金融円滑化法が期限を迎え、加えて円安・ドル高で、輸入品を国内で販売する卸売業などの収益が仕入れコスト増で悪化した。また、経営難に陥ったシャープについて、三菱東京UFJ銀行は1000億円程度の引当金を積みざるを得なくなった。大口融資先の経営不安の一つだ。

とはいえ、今回の不良債権は、金融危機の時代とは比べるべくもない。銀行決算にも余裕があるうちに「転ばぬ先のつえを」と判断して引当金を積み増した面もある。引当金で万一に備え融資全体でリスクに見合う収益を生めるか。銀行経営も脱デフレの正念場を迎えている。

本コーナーは、(株)日本アルマック/日本リスクマネジメント・プロフェッショナル協会共催セミナー「全国リスクマネジメント研究会」の内容を編集したもので、日経新聞の記事によるものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

<発行>

日本リスクマネジメント・プロフェッショナル協会

〒101-0038

東京都千代田区神田美倉町10共同ビル2F 27号

(株)日本アルマック内

TEL:03-5297-1242 FAX:03-5297-1244

URL:http://www.almac.co.jp

<製作>

株式会社日本アルマック

〒101-0038

東京都千代田区神田美倉町10共同ビル2F 27号

TEL:03-5297-1241 FAX:03-5297-1244

URL:http://www.almac.co.jp

※ご意見・ご要望は上記までお寄せください。